

令和2年度白鷹町新規就農者育成支援事業実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、農業情勢の急激な変化や農業従事者の高齢化が全国的に進展する中、将来に向けて持続可能な力強い農業を実現するため、新規就農者又は就農に向けて研修等に取り組む者の支援を行い、白鷹町内における新規就農者の育成と早期定着を図り、白鷹町農業の活性化と農業振興につなげていくことを目的とする。

第2 事業の種別、内容及び採択要件

この事業の種別は定住支援事業及び機械・施設等導入支援事業とし、事業の内容及び採択要件等は別表1、2、3のとおりとする。

第3 事業主体

この事業の事業主体は、町内で新規就農又は町内の農家等で雇用あるいは研修を受ける者で、居住開始から5年経過後も引き続き町内に居住し、将来町の中核的農家として期待できると町長が認め、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 町内の賃貸住宅に居住している者（別表1）
- (2) 町内で一戸建て住宅を取得し居住する者（別表2）
- (3) 町内で新規就農し農業に従事する者（別表3）

第4 助成方法

助成方法は令和2年度白鷹町新規就農者育成支援事業補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内において助成するものとする。

第5 その他

この事業の実施について必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、町長が別に定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

定住支援事業

別表 1

事業内容	賃貸住宅の賃借料に対し、予算の範囲内で3年を上限に、年間賃借料の2分の1又は36万円のいずれか低い額を助成する。
採択要件等	<p>下記に関する要件を全て満たすこと。</p> <p>イ 本籍及び前住所が町外であり、二親等以内が町内に居住していない者。</p> <p>ロ 居住開始から3年未満の者。</p> <p>ハ 他の事業などで家賃補助を受けていない者及び公営住宅に入居していない者。</p> <p>ニ 農業経営に対する次のいずれかの計画等（以下「農業経営計画」という。）を有する者</p> <p>（イ）新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）別記1第6の1の（1）に基づく研修計画</p> <p>（ロ）農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4第1項に基づく青年等就農計画</p> <p>（ハ）（イ）又は（ロ）の計画に準ずる計画</p> <p>ホ 農業経営計画の実現を保証又はサポートする者がいる者</p>

別表 2

事業内容	一戸建て住宅の購入費に対し、予算の範囲内で購入費の2分の1又は80万円のいずれか低い額を助成する。
採択要件等	<p>下記に関する要件を全て満たすこと。</p> <p>イ 本籍及び前住所が町外であり、二親等以内が町内に居住していない者。</p> <p>ロ 取得した住宅に5年間以上居住する者。</p> <p>ハ 他の事業などで住宅購入補助を受けていない者。</p> <p>ニ 農業経営に対する次のいずれかの計画等（以下「農業経営計画」という。）を有する者</p> <p>（イ）新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）別記1第6の1の（1）に基づく研修計画</p> <p>（ロ）農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4第1項に基づく青年等就農計画</p> <p>（ハ）（イ）又は（ロ）の計画に準ずる計画</p> <p>ホ 農業経営計画の実現を保証又はサポートする者がいる者</p>

機械・施設等導入支援事業

別表 3

事業内容	農業用機械購入費及び施設等整備費に対し、予算の範囲内で購入費及び整備費の2分の1又は50万円のいずれか低い額を助成する。 (新品中古問わず。消費税に相当する額を除く。1人1回限り。)
採択要件等	<p>下記に関する要件を全て満たすこと。</p> <p>イ 本籍及び前住所が町外であり、二親等以内が町内に居住していない者。</p> <p>ロ 取得した機械及び施設等を耐用年数期間に基づき使用する者。</p> <p>ハ 農業経営に対する次のいずれかの計画等 (以下「農業経営計画」という。)を有する者</p> <p>(イ) 新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知)別記1第6の1の(1)に基づく研修計画</p> <p>(ロ) 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第14条の4第1項に基づく青年等就農計画</p> <p>(ハ) (イ)又は(ロ)の計画に準ずる計画</p> <p>ニ 農業経営計画の実現を保証又はサポートする者がいる者</p> <p>ホ 機械及び施設等を本人の名義で購入する者。</p>